

第百五十九回国会

参议院共生社会に関する調査会会議録第五号

平成十六年三月二十五日(木曜日)
午後五時開会

出席者は左のとおり。

会長 狩野 安君
理事 有馬 朗人君
大野つや子君
中原 爽君
神本美恵子君
羽田雄一郎君
山本 香苗君
林 紀子君

委員 有村 治子君
大仁田 厚君
小泉 顕雄君
後藤 博子君
清水嘉子君
南野知恵子君
橋本 聖子君
岡崎トミ子君
千葉 景子君
森 ゆうこ君
弘友 和夫君
吉川 春子君
福島 瑞穂君
高橋紀世子君

国務大臣

法務大臣 野沢 太三君
厚生労働大臣 坂口 力君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣) 男女共同参画) 福田 康夫君

国務大臣 (国家公安委員会委員長) 小野 清子君

事務局側

第三特別調査室 岩波 成行君

政府参考人

内閣府男女共同参画局長 名取はにわ君
警察庁生活安全局長 伊藤 哲朗君
総務省自治行政局長 畠中誠二郎君
法務省民事局長 房村 精一君
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 伍藤 忠春君

本日の会議に付した案件

○共生社会に関する調査

「共生社会の構築に向けて」のうち配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関する件

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案に関する件)

○会長(狩野安君) ただいまから共生社会に関する調査会を開会いたします。

共生社会に関する調査を議題といたします。

「共生社会の構築に向けて」のうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関する件について、質疑を行うことといたします。

改正案の起草に先立ちまして、理事会の申合せにより、私から調査会を代表して質疑をいたしますと存じます。

昨年二月に、調査会の理事会の下に配偶者から

の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチームが設置されました。このプロジェクトチームの現在のメンバーは、座長を務める自由民主党の南野知恵子委員、副座長を務める民主党・新緑風会の神本美恵子理事、公明党の山本香苗理事、日本共産党の吉川春子委員、社会民主党・護国連合の福島瑞穂委員、みどりの会議の高橋紀世子委員であり、会長及び理事も随時出席、発言をしてきたところであります。

プロジェクトチームの活動経過、さらには配偶者暴力防止法改正案の骨子の内容につきまして、これまでも本調査会に報告がなされてきたところであり、プロジェクトチームのメンバーの方々の御尽力により、このたび配偶者暴力防止法改正案がまとまりました。

そこで、改正案の起草に先立ちまして、理事会の申合せに基づき、私から以下の点について関係省庁に質問をさせていただきます。

まず、保護命令関係についてであります。

このたびの法改正の焦点の一つが刑法上の脅迫を保護命令の対象とするかどうかであります。そこで、脅迫を保護命令の対象とすることができない理由、さらには、今回の法律見直しに向けて、脅迫を保護命令の対象とすることについて、保護命令の保護法益の在り方を含めて検討をしていく意思があるかどうか、法務省にお伺いいたします。

○国務大臣(野沢太三君) 保護命令制度は、被害者の生命又は身体を確保するために、裁判所が刑罰で担保された接近禁止命令などの保護命令を簡易迅速に発するという特別な制度でございます。このような保護命令の発令の要件となる行為に脅迫を含めることとしますと、例えば夫婦の一方が、ぶん殴つてやるといような感情的な発

言をしたにすぎない場合でも脅迫に含まれることとなりますので、このような場合に、現に殴るけるなどの暴行を加えているという切迫した場合と同様に刑罰で担保されている保護命令を発するということには問題があると考えられます。

なお、加害者の行為が脅迫にとどまっている場合であっても、被害者の生命又は身体を守るために保護命令を発することができるようになるべきであるとの御意見があることも承知しておりますが、これまで身体的な暴力を振るっていない加害者が今後はそのような行為に及ぶのかという予測的な判断を適正かつ簡易迅速に行うことは、制度的に困難であるという問題もございます。

そこで、法務省といたしましては、ただいま申し上げましたような問題点を踏まえながら、保護命令制度の保護法益の在り方を含めて、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

○会長(狩野安君) 二点目は、やはり保護命令の関係であります。見直しにおいて、被害者に対する保護命令の効果を増強させないために、被害者の同居の子供への接近禁止命令を裁判所が出せるようになりますが、その際に、離婚調停等に基づく子供への面接交渉権との関係がどのようになるかを整理しておく必要があると思います。

この点については、個別の裁判官が十分承知しておくことも必要であると考えますが、その関係の整理について法務省にお伺いいたします。

○政府参考人(房村精一君) ただいまのお尋ねの点は、最終的には、配偶者による行為が正当な理由に基づくものとして、付きまといあるいは徘徊に該当しないこととなるかという点であろうかと思えます。

まず、家事審判等によって面接交渉が認められた後に子供への接近禁止命令が認められた場合、これはその面接交渉が認められていることを前提

といったしまして、その後の事情の変更等を考慮した上で子供への接近の禁止が命令されているというところでございましょうから、配偶者がさきに認められました面接交渉権、面接交渉に従ったとしても、それは、そのことをもって直ちにその面接交渉が正当な理由に基づくものとは言えない、接近禁止命令の方が優先するという具合に考えられます。

一方、これとは逆に、子供への接近の禁止命令が発せられた後に家事審判等によって面接交渉が認められたという場合、この場合は、家事審判の過程で、当然、子供への接近禁止命令が発せられていた事情等を十分調べまして、その後の事情の変更を考慮した上で面接交渉を認めるということになろうかと思っておりますので、その認められた態様で面接交渉するということは原則的に正当な理由に基づくというもので、子供への付きまとい又は徘徊には該当しないこととなると考えられます。

○会長(狩野安君) 三点目は、ストーカー規制法との関係についてであります。

DV被害者の親族や支援者の安全確保、恋人間の暴力に関しては、現行のストーカー規制法を適切かつ迅速に運用することにより十分対応が可能であるとのことでありますが、その対応に向けての決意、またDV法においては電話、ファクス等による被害者への接触は接近禁止命令の対象とはされておきませんが、ストーカー規制法では規制の対象とされています。電話、ファクス等による被害者からの接触により被害者が多大な恐怖に襲われている事例があることから、このような接触行為についてもストーカー規制法の適切かつ迅速な対応が必要と考えますが、この点についても併せて警察庁にお伺いいたします。

○国務大臣(小野清子君) ストーカー規制法におきましては、ストーカー行為者が、好意の感情を抱いている者だけではなく、その者と社会生活において密接な関係を有する者に対しまして付きまとい等を行っている場合にも規制の対象としておりまして、恋人はもちろんのこと、親族や支援

者も社会生活において密接な関係を有する者として、そのような者に対する付きまとい等も規制の対象となります。

さらに、同法におきましては、連続電話、連続ファクス等の行為を付きまとい等と定義をしております。したがって、親族、支援者又は恋人に対する付きまとい等や連続電話、連続ファクス等による付きまとい等についてはストーカー規制法を適用できる場合が多いと考えられております。

こうした場合に、ストーカー規制法に基づきまず警告等の措置や同法違反での検挙措置などを積極的に講じているところをございまして、今後とも、被害者や関係者の保護のために、ストーカー規制法を迅速、的確に運用するよう督促してまいりたいと思っております。

○会長(狩野安君) 四点目は、二次被害防止のための職務関係者への研修の徹底であります。

警察官や配偶者暴力相談支援センターなどの職務関係者がDVに対する理解が十分でないままに被害者と接し、その言動によって配偶者からの暴力を受けている被害者の心を更に傷付けるということも少なくありません。このような二次被害の防止に向けた職務関係者への更なる研修の徹底が必要となりますが、この点に関し、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省の取組について確認をしておきたいと思っております。

○政府参考人(名取はに君) 職務関係者が配偶者からの暴力に対する十分な理解がないため、被害者が更に精神的に傷付くこと、傷付くようなことはあってはならないことと考えております。

内閣府におきましては、配偶者暴力防止法第二十三条第二項に基づき、全国の配偶者暴力相談支援センターの職員を対象に連絡会議や研修会を開催し、支援者による講演等を通じ、被害者の立場に立った対応を行うよう促しているところであります。今後ともこうした研修に、より一層力を入れてまいりたいと考えております。

○国務大臣(小野清子君) 配偶者暴力の被害者が

警察における相談受理や事情聴取に際しまして更なる精神的被害を受けることのないように、被害者の心情に配慮した対応を行うことは極めて重要でございまして、その意味からも、警察職員に対する研修は非常に重要であると認識をいたしております。

このために、各都道府県警察におきましては、配偶者暴力の相談受理に当たる職員等に対しまして、配偶者暴力の被害者の心理的特性、次に被害者の精神的負担の軽減やプライバシーの保護など、被害者援助の実施に当たり留意すべき事項等についての研修を実施するなど、被害者が二次的被害を受けることのないように研修を徹底するよう努めております。

警察庁におきましては、これらの職員に対しまして年一回、二週間掛けております研修期間でございまして、全国レベルの専修、専門教育を実施いたしまして、心理臨床家等専門家によりまずカウセンシングの講習や裁判官によりまず講義等を実施し、研修の更なる徹底を図っているところと承知をいたしております。

今後とも、被害者の立場に立った適切かつ有効な被害者援助を行うことがきますように警察職員に対する研修を更に徹底するように督促してまいります。

○国務大臣(野沢太三君) DV被害者は配偶者からの暴力によりまして心身ともに傷付いており、相談、捜査等にかかわる職務関係者の不適切な言動で更に被害者が傷付いたり、あるいは加害者の暴力の悪化を招いたりしないよう、被害者への対応や事務の取扱いに当たりきめ細かな配慮をすることが必要であると考えているところでございまして。

このため、法務省では、職員等に対してDV防止法の趣旨等について周知しているほか、法務省の研修施設である法務総合研究所又は矯正研修所において各種の研修を行っているところでございまして。具体的には、検察官及び検察事務官に対する研修において、配偶者からの暴力の被害者を含

む犯罪被害者の保護を適切に行うための講義等を実施しており、講師については被害者保護業務の経験者に依頼するなどしております。また、法務局、地方法務局の人権擁護担当者や人権擁護委員に対する研修においても、DV防止法についての講義やDVに関する講演を実施しているところでございます。

法務省としましては、今後ともより充実した職員研修を行うなどして、配偶者からの暴力の特性等の理解と被害者の人権の尊重、被害者の安全の確保等のための配慮等について一層の周知徹底を図ってまいります。

○国務大臣(坂口力君) 現行のこのDV法にも明記をされておりますとおり、被害者に対します適切な支援を行いますためには、職務関係者に対する研修が重要であると思っております。

このため、厚生労働省におきましては、都道府県などの職員に対しまして、全国会議などがありましてときにその場をおかりをして、そしてDV被害者に対します適切な対応の仕方というものを指導しているところでございます。

また、都道府県におきましては、婦人相談所等の職員に対しまして、DVに精通した司法、医療、心理学等の学識経験者を講師としてお招きをいたしまして、DVの特性やあるいは法的な知識に関する理解を深めるための専門研修を実施しているところでございます。平成十五年におきまして、四十一都道府県において行ったところでございます。

今後とも、職務関係者に対しまして十分な研修に努めてまいりたいと思っております。

○会長(狩野安君) 五点目は、DV被害者等に関する住民基本台帳の情報の非開示についてであります。

現在総務省は、研究会を開催してDV被害者等の保護のための住民基本台帳閲覧等に関するガイドラインを策定中であり、この三月末までにはその内容が確定すると聞いておりますが、研究会の動向、策定されるガイドラインの内容、さらには

DV被害者等の情報の開示についての制限が間違いないと行われることの確認について総務省の答弁を求めます。

○政府参考人(串中誠二郎君) お答えいたします。

御指摘のとおり、総務省では、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者保護のための住民基本台帳閲覧・写しの交付に係るガイドライン研究会を昨年十一月から開催しております。その報告書を年度内、つまりこの三月中に取りまとめ、その方向で今検討して作業しております。報告書の要旨は次のとおりでございます。

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者の申出に基づきまして、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の付票の写しの交付について被害者から請求があった場合に、不当な目的があるものとして応じない、つまり閲覧等を拒むという内容になる予定でございます。

総務省におきましては、この研究会の報告書に基づきまして、事務処理要領等の改正など所要の措置を講じ、地方公共団体において統一的な運用が行われることによりまして、もってドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者の保護が図られるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○会長(狩野安君) 最後に、加害者更生についてであります。

DV被害を社会から根絶していくためには、被害者の保護や自立に向けた政策的、司法的対応もさることながら、暴力を振るう配偶者が二度と暴力を振ることがないよう、そのためのプログラムの研究や開発が重要であります。既に諸外国では、法的な強制により加害者にプログラムを受講させています。司法制度が異なっている我が国において、にわかに諸外国の制度をそのまま導入することは難しいものの、その調査研究を更に進めていくことは重要であると考えますが、内閣府の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(名取はにわ君) 会長御指摘のとおり、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のためには、保護命令制度等の活用により被害者の安全を確保するとともに、配偶者暴力防止法第二十五条に基づき、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究を進めることが必要と認識しております。

内閣府におきましては、いわゆる加害者更生プログラムにつきまして、諸外国におきます加害者更生プログラムの実態を調査研究いたしまして、それを踏まえまして、その内容や方法等につきまして調査研究を行っているところでございます。今後は、この加害者更生プログラムが本当に有効なものであるかどうか、また具体的な実施をどうするかということ等も含めまして更に検討していく必要があると考えております。

○会長(狩野安君) ありがとうございます。以上で調査会を代表しての質疑を終了いたします。よろしく願います。

○会長(狩野安君) 次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。本件につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチーム座長の南野知恵子さんから会長の手元に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案の草案が提出されております。内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。南野知恵子さん。

○南野知恵子君 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案の草案につきまして、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律は、平成十三年四月に本調査会が立法化

を行った法律であります。その附則においては、法施行後三年を目途として検討する旨の規定が設けられておりますが、その三年を待たずに昨年二月に、調査会の理事会の下に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチームが設置され、学識経験者、有識者及び政府関係者等からのヒアリングやメンバー間での討議を重ねるなど、今日まで精力的に法改正に向けての検討を行ってまいりました。その結果を踏まえ、各会派の総意をもちまして、本草案の起草、提案に至ったものであります。

平成十三年十月の配偶者暴力防止法の施行以降、各相談機関において配偶者からの暴力に関する相談件数が増加するなど、配偶者からの暴力が重大な人権侵害であるとの認識が高まる一方、悲惨な暴力事件は後を絶ちません。

本草案は、これらの状況にかんがみ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、「配偶者からの暴力」の定義を拡大するとともに、「保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施等の措置を講ずるほか、被害者の自立支援等について定めること」としてあります。

以下、本草案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、「配偶者からの暴力」の定義の拡大であります。

「配偶者からの暴力」の定義を、保護命令に関する部分を除き、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうものとするとしてあります。なお、これに伴いまして、法律前文について所要の改正を行うこととしてあります。

第二は、保護命令制度の拡充であります。

再度の申立てを認めるほか、保護命令の再度の申立手続の改善等を行うこととしてあります。

第三は、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施であります。

市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができるとしてあります。

第四は、被害者の自立支援の明確化等であります。

国及び地方公共団体の責務を規定し、主務大臣は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針を、都道府県は基本方針に即して基本計画を定めなければならないこととする。また、配偶者暴力相談支援センターの業務として被害者の自立支援及び関係機関との調整を明記するほか、配偶者暴力相談支援センターが業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努めるものとしてあります。

このほか、警察本部長等の援助、苦情の適切かつ迅速な処理及び外国人・障害者等への対応について規定してあります。

なお、改正後の法律の規定につきましては、本法律の施行後三年を目途にその施行状況等を勘案し、検討する旨の規定を設けてあります。

以上が本法律案の草案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○会長(狩野安君) 本草案に対し、質疑、御意見等がございましたら御発言願います。――別に御発言もなければ、本草案を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案として本調査会から提出することに御異議ございませんか。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては会長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○会長(狩野安吾) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、これを許します。福田内閣官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) ただいま提出されました法律案の策定に取り組んでこられた委員各位のこれまでの御努力に心より敬意を表します。

本改正法案が成立した後は、新たな配偶者暴力防止法の効果的な運用に政府一体となって最善の努力をいたしてまいれる所存でございます。

○会長(狩野安吾) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

〔参照〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(案)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条・第二条)」を

「第一章 総則(第一条・第二条)」を

第一章の二 基本方針及び基本計画(第二条の

二・第二条の三)」に、「第九条」を「第九条の

二」に改める。

前文中「行為」の下に「をも含む重大な人権侵害」を加え、「その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行う」を「を加える」に改める。

第一条第一項を次のように改める。

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を

及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

第一条第二項中「(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であつて、当該配偶者であつた者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

第二条中「防止し、被害者を保護する」を「防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 基本方針及び基本計画(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。)」を削り、同項第三号中「及び第五条」を「、第五条及び第八条の三」に改め、同項第四号中「促進するため」の下に「、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について」を、「提供」の下に「、助言、関係機関との連絡調整」を加え、同項第五号中「提供」の下に「、助言、関係機関との連絡」を加え、同項第六号中「提供」の下に「、助言、関係機関との連絡

調整」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができ、
第三条に次の一項を加える。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

第六条第一項中「配偶者からの暴力」の下に「(配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)」を加える。

第七条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

(警察本部長等の援助)
第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)
第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和二十九年法律第二百十九号)その

他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九条中「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所の」を「福祉事務所等道府県又は市町村の関係機関その他の」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第十条中「が更なる配偶者からの暴力」を「(配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。)」が配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)」に改め、「当該配偶者」の下に「(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。)」を加え、同条第一号中「はいいかいすることを禁止する」を「はいいかいしてはならない」に改め、同条第二号中「二週間」を「二日間」に改め、「退去すること」の下に「及び当該住居の付近をはいいかいしてはならないこと」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要がある

と認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

第十一条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「(以下「保護命令」という。)」及び「(以下「保護命令事件」という。)」を削り、同条第二項中「保護命令」を「前条第一項の規定による命令」に改め、同項第二号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力」に改める。

第十二条第一項中「保護命令」を「第十条の規定による命令(以下「保護命令」という。)」に改め、同項第一号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力」に改め、同項第二号中「更なる配偶者からの暴力」を「配偶者からの更なる身体に対する暴力」に改め、「足りる」の下に「申立ての時ににおける」を加え、同項第三号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。)」に改め、「関して」の下に「前三号に掲げる事項について」を加え、同条を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるとに足りる申立ての時のにおける事情

第十二条第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「及び第一号」を「から第三号まで」に改める。

第十三条中「保護命令事件」を「保護命令の申立てに係る事件」に改める。

第十四条第二項中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

第十五条第三項中「(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長)」を削る。

第十六条第五項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。

第十六条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

第十八条を次のように改める。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠として住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるときは、当該命令を再度発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

第二十条中「及び第十八条第二項」を「(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。

第二十三条第一項中「踏まえ、被害者の」の下に「国籍、障害の有無等を問わずその」を加える。

第二十四条後段を削る。

第二十七条第一項第一号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同項第二号中「第三条第二項第三号」を「第三条第三項第三号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十条中「第十二条第一項」の下に「第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

附則第二条中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力」に、「申立てに係る保護命令事件」を「保護命令の申立てに係る事件」に、「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、配偶者からの暴力の定義を拡大するとともに、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施等の措置を講ずるほか、被害者の自立支援等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年四月一日印刷

平成十六年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局